

## 当法人への寄付に係る税制について

個人の方が、当法人に対してご寄附いただいた場合、所得控除と税額控除のいずれかを選択できるようになりました。（ただし、確定申告が必要になります。）

個人の寄附者が「所得控除」か「税額控除」いずれかを選択できます。

### 所得控除の場合

寄附金額（所得の40%が限度）－2,000円を所得から控除

### 税額控除の場合

寄附金額 － 2,000円 × 40%を所得税額から控除  
（所得税額の25%が限度）

さらに、寄附金額（所得の30%が程度）－2,000円 × 10%が個人住民税から控除されます。

### <参考例>

年収500万円（夫婦共働き、小学生の子供2人）の世帯が、当法人に（10,000円、50,000円、100,000円）のご寄附をいただいた場合の実際減税額（所得税：目安）

	10,000円	50,000円	100,000円
所得控除	800円	4,800円	9,800円
税額控除	3,200円	19,200円	39,200円

※1 参考例では、税額控除のほうが、節税効果を得られますが、ご寄附される方の収入によっては、所得控除のほうが有利になる場合もございます。